

**特定産業廃棄物に起因する支障の除去などに関する特別措置法
に基づく青森県の実施計画の概要**



青森県 : 11 ha、67.1万m³ (特定産業廃棄物) 岩手県 : 16 ha、27.2万t (投棄量)

■経緯

- ・S 55年5月 本件現場隣接地に一般廃棄物最終処分場の設置を届出
- ・H 3年1月 燃えがら、汚泥を樹皮と混合する堆肥化施設設置
- ・H 6年8月 岩手県側の土地に汚泥を埋めていることを確認、指導
- ・H 7年9月 住民情報により、岩手県側に燃えがらの不法投棄を確認
- ・H 8年11月 事業の全部停止 30日間の行政処分
- ・H 9年7月 夜間監視を実施したが不法投棄確認できず
- ・H 11年11月 青森・岩手両県警合同の強制捜査
- ・H 12年6月 三栄化学工業(株)、県南衛生(株)、両法人の代表取締役社長を廃棄物処理法違反で起訴
- ・H 12年6月～8月 両法人に撤去の措置命令、8月、三栄化学工業(株)の許可取り消し
- ・H 12年10月 県南衛生(株)に対する破産決定
- ・H 13年6月 三栄化学工業(株)解散

■現場の状況

H12年度～14年度に高密度電気探査、ボーリングなどの諸調査を実施し現場の状況を把握した。

- ①廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体
- ②廃棄物が投棄された面積は約11ヘクタール、廃棄物量は推定約67万立方メートル
- ③現場全体が揮発性有機塩素化合物により汚染
- ④現場周辺環境の水質調査の結果、環境基準を概ね満足
- ⑤現場地盤は難透水性で底面遮水層として利用可能。地下水の大局的流れは、中央谷部や西方の方向

■生活環境保全上達成すべき目標

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壤に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。原状回復を進めるに当たって、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

■特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壤等の範囲、種類、量等

	特定産業廃棄物	有害産業廃棄物	その他の廃棄物	(単位 : m ³)
堆肥様物	183,200	183,200	0	
焼却灰主体	262,590	262,590	0	
RDF様物	55,088	55,088	0	
汚泥主体	74,505	14,070	60,435	
一時仮置場(堆肥様物)	33,000	33,000	0	
中間処理場(堆肥様物)	63,000	63,000	0	
合計	671,383	610,948	60,435	

注 現時点では分布を特定することができないため、汚染土壤量は推計していない。

■原状回復方針

- ①馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とする。
- ②不法投棄現場が周辺の土壤環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壤は全量撤去を基本とする。
- ③撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開し、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて、有効利用することも可能と考える。

■汚染拡散防止対策

◎緊急的対策

- ①仮設浄化施設：浸出水処理施設完成までの間、日処理量400m³の仮設浄化プラント（凝集沈殿+砂ろ過）をH15年度に設置する。
- ②表面遮水、排水路工事等：雨水と廃棄物の接触を防止するため、中間処理施設周辺に表面遮水シートを設置し、その後、遮水壁の施工に合わせて場内の造成、道路整備、表面遮水等を順次施工する。

◎長期的対策：

- ① 浸出水処理施設：日処理量150m³の浸出水処理施設、浸出水貯留池や導水路等を施工する。
計画処理水質は、法令上の基準を基に、項目によって、より厳しい基準を設定する。
- ②遮水壁：遮水壁は、厚さ50cm、透水係数が10-6cm/秒以下の壁を不透水性岩盤に岩着する構造とする。

■廃棄物の撤去

11haの区域を6区画に分割し、年度ごとに計画的に撤去する。H15年度から18年度は底面に遮水シートが敷かれて周辺環境に影響のないエリアの堆肥様物を撤去する。その後、最低標高部の撤去を行い、浸出水集排水施設を施工し、H19年度には中間処理施設の跡地を一時仮置き場・選別場として整備し、本格的撤去作業を実施する。

■事業の実施期間及び事業費

特措法の年限であるH15年度からH24年度までに、総額約434億1千8百万円と積算

■原因者等に対する責任の追及

法の安定的施行の確保、不法投棄の未然防止のためにも厳格に対応し、除去等事業の費用は、県民及び国民の負担となることから、責任の追及を徹底的に行う。

■排出事業者に対する責任の追及

三栄化学工業㈱及び県南衛生㈱の関係書類、関係収集運搬業者の報告等から、現在約10,600社の排出事業者が判明しており、本県は約6千社について委託義務違反や注意義務違反の有無について審査を進めている。報告書の審査、事業場への立入検査等により、違反が認められた排出事業者6社に対し措置命令を行い、命令を受けた排出事業者は、H15年8月と10月に措置命令を履行した。

■不適正処分の再発防止策

これまでの県の対応状況を検証し、行政上の問題点及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政の的確な運営を図るために、H14年、弁護士など5名から構成される検証委員会を設置し以下のようないくつかの防止策を設けた。

- ①業者に対する毅然とした態度と積極的な行政処分
- ②適切な情報収集
- ③担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保
- ④廃棄物担当部局と他部との連携強化
- ⑤警察との連携強化

■周辺の生活環境のモニタリング調査

不法投棄された廃棄物からの周辺生活環境への影響、廃棄物の撤去作業、汚染拡散防止対策工事とともに生活環境への影響を把握し、迅速な対応が図れるようにする。

- ①水質モニタリング：現場内及び周辺の24カ所でモニタリングを行う。

- ②大気質モニタリング：有害大気汚染物質の影響を現場及び現場に近い集落の3カ所で行う。
- ③騒音・振動モニタリング：工事・撤去車両の通行に伴う環境影響調査を町内3カ所で行う。

■廃棄物の搬出における飛散等の防止

廃棄物の種類や形状により専用の密閉容器等を用いて安全確実に運搬するほか、洗車場を設置し、車両についての泥などが場外に出ないようにする。

■緊急時の連絡体制

緊急時における県・国関係機関、周辺市町村、消防、警察、報道機関等の連絡体制を整理する。

■青森県における全庁的な取り組み

県庁各部局長等を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置し、水系保全、民生安定対策等を総合的かつ計画的に推進する。併せて、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開する。

■原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置

実施計画に基づく原状回復に当たっては、対策内容の詳細について地域住民の意見が反映されるよう、原状回復対策推進協議会の定期的な開催や、適時の住民説明会を行い、関係者の理解を深める。

